

議案第64号

備前市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

備前市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月8日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

備前市中心身障害者医療費給付条例(平成17年備前市条例第138号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和3年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号の規定の適用については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和2年政令第369号)附則第2条第5項中「令和3年8月」とあるのは「令和3年7月」として適用し、また、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第52条の規定が国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第99号)第2条の規定により、同令附則第1条第2号の規定にかかわらず、同月1日に改正されたものとして適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号参考資料  
備前市中心障害者医療費給付条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和3年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号の規定の適用については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和2年政令第369号)附則第2条第5項中「令和3年8月」とあるのは「令和3年7月」として適用し、また、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第52条の規定が国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第99号)第2条の規定により、同令附則第1条第2号の規定にかかわらず、同月1日に改正されたものとして適用する。</u></p>	<p>附 則 1～4 (略)</p>